

糸島市「新しい生活様式」対応中小企業者応援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでどおりの事業形態では継続が難しい中小企業者などに対し、国が示した「新しい生活様式」の内容に沿った事業形態への取り組みを支援するため、補助を行います。

補助額

補助上限額: **20万円** 補助率: 補助対象経費の**3分の2以内**

※同一の補助対象事業者につき1回限りとなります。

交付対象者

次の①から⑥のすべてに該当する中小企業者等(個人事業主を含む)

- ① 市内で商工業を営む中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する者)等であること。
- ② 原則、令和2年4月7日以前から事業を行っていること。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っていないこと。
- ⑤ 暴力団などとの関係がないこと。
- ⑥ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

対象事業例

- 通信販売を開始するためのホームページ制作費
- 対面支払いを避けるための食券販売機の設置費
- 配達サービス開始のための車両改修費
- キャッシュレス決済導入のための決済端末の整備費

※対象となる事業は、「事業性、採算性、発展性」があるものに限ります。

申請期限

令和3年1月29日(金)まで

事業期間

令和2年6月24日(水)から令和3年2月末まで

※対象となる期間は、令和2年5月4日から令和3年2月末までに行った事業になります。

申請書類

次の書類と添付書類が必要です。

○糸島市「新しい生活様式」対応中小企業者応援事業補助金交付申請書
(様式第1号)

- (添付書類) ○事業計画書
○収支計画書
○市税に滞納がないことを証する書類
○現在の事業内容がわかる書類 など

様式

申請様式は市ホームページからダウンロードしてください。

【様式のダウンロード先】

<https://www.city.itoshima.lg.jp/s026/020/010/160/20200615180523.html>

糸島市商工会本所・志摩支所、糸島市役所商工観光課に設置しております。



申請方法

必要書類を用意し、郵送もしくは、窓口までご持参ください。

なお、郵送される場合は、封筒に、『「新しい生活様式」対応中小企業者応援事業申請書在中』と明記してください。

問い合わせ ・提出先

糸島市役所 産業振興部 商工観光課

〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号 (092)332-2080

【対応時間】 8時30分から17時15分まで(土・日曜日を除く)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

参照：厚生労働省ホームページより